

平成 30 年度 審議対象事業一覧表

番号	事業名	事業採択年度	事業着工年度	事業完了(予定)年度	前回再評価実施年度	行政評価区分		所管課	所管省庁名
						条例区分	再評価区分(国)		
1	公営住宅等整備事業 (地域居住機能再生推進事業 桜の宮周辺地区)	H25	H26	H38	-	①	②	住宅都市局住宅部 住宅整備課	国土交通省
2	神戸市地域住宅支援整備計画、 神戸市地域住宅支援整備計画(防災・安全)	H23	H23	H29	-	④	-	住宅都市局住宅部 住宅政策課	国土交通省
3	連続立体交差事業の推進による、 安全安心でにぎわいのあるまちづくり	H25	H25	H29	-	④	-	住宅都市局 市街地整備部 都市整備課	国土交通省
4	駅アクセスを向上させ、鉄道駅を中心としたにぎわいのあるまちづくり (摂津本山駅線、神戸三田線(大池)ほか)	H22	H23	H29	-	④	-	住宅都市局 市街地整備部 都市整備課	国土交通省
5									
6									
7									
8									

※条例区分とは、神戸市行政評価条例施行規則において定める、

- ①：国庫補助事業のうち、実施を決定した後実施機関が定める期間未着手であるもの
及び実施機関が定める期間継続中であるもの
- ②：一定規模以上の建設事業のうち、実施を決定した後5年間未着手であるもの
- ③：一定規模以上の建設事業のうち、実施を決定した後10年間継続中であるもの
- ④：社会経済情勢の変化等により実施機関が必要があると認める建設事業

※再評価区分(国)とは、国庫補助事業において、

- ①：事業採択後一定期間(5年)が経過した時点で未着工の事業
- ②：事業採択後一定期間(5、10年間)が経過した時点で継続中の事業
- ③：再評価実施後一定期間(5、10年間)が経過している事業
- ④：その他、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業